

平塚市告示第354号
令和8年(2026年)9月8日

平塚市長 落合 克宏

平塚市国民健康保険税督促状の送達に際し、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示する。

なお、送達すべき書類は保険年金課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、この掲示を始めた日から7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

記

1 公示送達する書類

令和8年度平塚市国民健康保険税督促状	随 3期
令和8年度平塚市国民健康保険税督促状	第 1期
令和8年度平塚市国民健康保険税督促状	第 2期

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

以 上

事務担当は
健康・こども部保険年金課保険税担当
代表 0463-23-1111 内線 2248